

令和4年

第1回市議会定例会 議案第54号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月15日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に改め、同条第2項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の6、第13条の6の10および第19条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の基礎賦課限度額等を改定するため